

# みんなの県政

1974/9

NO.68 富山





# 私は消費生活地方相談員です。



各地域における消費生活上の苦情などの処理のため、苦情相談の窓口を一層充実し、いろいろな要望に応えることができるよう、消費生活モニター、物価モニターの制度をあらため、新しく消費生活相談員制度を設けました。

相談員は、県下市町村に一〇四名。消費生活上の相談の受付と解決にあたるほか、新製品や誇大広告の横行に対する商品知識の普及、生活物資の動きや価格調査、過大景品や不当表示の監視、問題事項や要望をとりまとめ、県や市へ報告するなど、多くのことがらをみなさんとともに消費生活の改善にとりくんでいくものです。

フヨウ  
〔アオイ科〕  
夏から秋に淡紅色の美しい径10cmあまりの五弁花が咲く 落葉低木



## みんなの県政

1974.9.もくじ

私は消費生活地方相談員です	1
パーソン・トリップ調査	6
あなたは20才＝国民年金加入の義務	8
ふるさと空から拝見●八尾町	10
納税証明書の保存	12
9・10・11月の3ヵ月国民の生活状況を明らかに	13
軍人恩給の請求	14
県民劇場	14
物価と家計簿	16
みんなの広場	18
くらしの知恵	19
トピックス	20

### ●表紙せつめい●

朝日の大公孫樹(氷見市)  
朝日山の麓にある真言宗の古刹上日寺は、银杏精舎ともいわれる。その霊域にイチヨウの巨木がそそり立つ。地表に起伏する根の際から2倍、周田10倍、樹高35倍、主幹より西南と東北に太い枝がひろがり、大小、12本の乳柱がたれさがり、古くから乳の木ともいわれ、乳の出ない人の信仰をうけていた。樹勢も強く、秋には180%の銀杏の実がとれる。





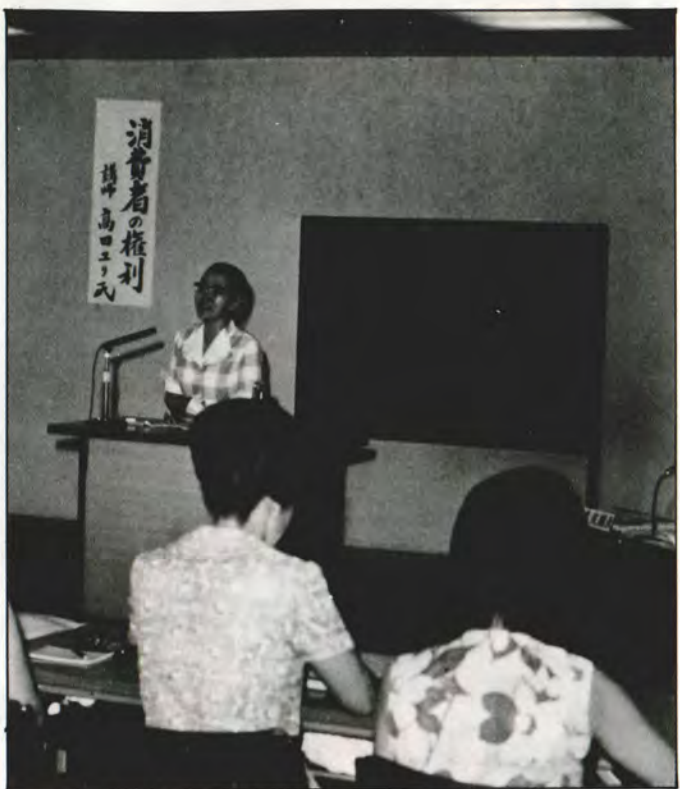
みなさん、こんにちは、私は去る六月一日に、県が発足させた「消費生活地方相談員制度」に、市町村から推選されて任命された相談員一〇四名の内の一人です。

とにかく生活は苦しくなりました。私の家なんか大変。家計のやりくりが四苦八苦。

「何とかしてもらわなくっちゃ……」と近所の奥さん方と話合ったり、婦人会などで消費問題の研修をしたり、私自身でも、少しでも安く良い品をと、

各種の情報を集めて勉強して、苦しいながらも、より楽しい生活をと努力を重ねてきています。

そんなことなどが役場の知ることとなり、推選されたんじゃないかと思うんですが、六月二十六日、県民会館で開かれた、私たちの研修会に出たところ、その内容の重要性に、身の引締る思い。しっかりやらなくちゃと覚悟を決めました。以下研修会で聞いた話など交えて、私たちの仕事を紹介してみよう。



県消費生活センターの消費生活講座

はじめに県民生活局長の小浜さんの開会の言葉を要約しますと、



小浜県民生活局長

### 消費者問題とは

「我国の経済は昭和三十年代に入ってから著しい高度成長をとげ、技術革新・大量生産の普及によって商品の多様化と大量化が進み、私たちの消費生活は、質・量ともに豊かなものとなりました。しかし、その反面、消費生活をめぐって、有害危険な商品の出回り、メーカーによる市場支配、新製品の出現、誇大広告、不当な表示等さまざまな問題が生じてきました。又、昨年暮れの石油パニックは、資源の限界、ということを喚起し、私たちの消費生活のあり方に重要な反省を迫りました。

消費者問題とは、このような私たちの日常の消費生活の中で生じるいろいろな問題のことで、これに取り組んで消費生活の安全向上を目指す国・県・市町村の仕事が、消費者行政です」と消費者問題について語り、

### 消費生活地方相談員の誕生

そこで県では、県民の消費生活の実態を正しくは握るとともに、できるだけ多くの県民が苦情相談とか買物相談ができるよう、窓口を広げたり、新しい商品知識や生活情報を県民に提供することに努めてきました。例えば、消費生活センターでの消費生活講座の開催、センターを利用できない方のために移動センターの開設、生活情報を提供する消費者ダイヤル、「ヨイ・オクサン」（これは、電話番号、富山四一局〇九九番の愛称のこと）の設置、消費者グループの育成、県民の消費動向は、握のための、消費生活モニター設置、生活物資の価格及び需給動向を把握するための物価モニター設置など、消費生活の実態は、消費者教育に力を入れてきました。

昨年暮れの石油パニックに端を発した異常な物価の高騰は、県民の消費生活を直撃し、消費生活に関する苦情・相談などが目立って増えて来ました。又、生活物資に関する不正確な情報による消費者の買い急ぎムードも、物不足に拍車をかけるという状況が見られました。

県では、こうした事態に対処して、いち早く生活安定緊急対策本部を設置



移動消費生活センターではいろんな相談が待ちかまえている

し、生活物資の需給調査、買占め売惜しみを監視してきました。さらに、県民の中へ入って、県民が物価上昇をどう受けとめているか、その実情を把握し、又、各地域における消費生活上の苦情等の処理のため、苦情相談窓口を一層充実し県民の要望に応えるため消費生活モニター、物価モニターの制度をあらため新しく消費生活地方相談員を設置しました。

消費生活地方相談員には、家計消費経済に深い関心をもち、地域のリーダー

として活躍しておられるみなさん方に市町村長の推せんを受け、県下各市町村に一〇四名の方を委嘱したのでありますから、ガンバッて下さい。ということでした。

それじゃ私たちの仕事はと申しますと

### 相談員の仕事

#### (一) 地域住民の消費生活相談

相談員は、地域住民の消費生活上の苦情相談に応じ、独自に、問題によっては県・市町村の指示を得てこれを解

決することを任務の一つとしています。

近頃は、消費生活の苦情や相談は増加して来ており、消費生活センターに寄せられた件数を見ても、四十七年度四八九件、四十八年度五〇五件、四十九年度に入ってから、六月までですで一八九件と年を追って増加してきています。これは、センターを利用した人の件数ですから、相談をどこへ申し出てよいかわからず、泣き寝入りした数も多かったかと思われれます。これからは私たち一〇四名の相談員が、あなたの身近にいるのですから、どしどし相談して下さい。

### ●相談事項

- 一、生活必需品の値段や出回り量
- 二、衣料品、食料品の品質や表示
- 三、食料品の量目や衛生状態
- 四、不当な景品や過大包装
- 五、その他消費生活上の問題

### (二) 消費生活知識の普及

次から次と出回る新製品、商品の氾濫による誇大広告、不当表示の横行は、消費者の商品選択の目を奪い従来の商品知識を陳腐なものとしています。

これに対処して、相談員は、あらゆる機会を通じて賢い消費者が一人でも増えるように消費生活に関するさ

まざまの知識を普及し、これにより、地域ぐるみの消費生活向上を図って行きます。また、相談員は消費者の要求に応じて、地域での消費生活講座、映画会の開催等をいたしますからこのようた……

### (三)

になされているかどうか、消費者に買い急ぎが見られないかどうか、買占め売惜しみをやっている業者がいないかどうかについても調査します。

### (四) 過大景品や不当表示の監視

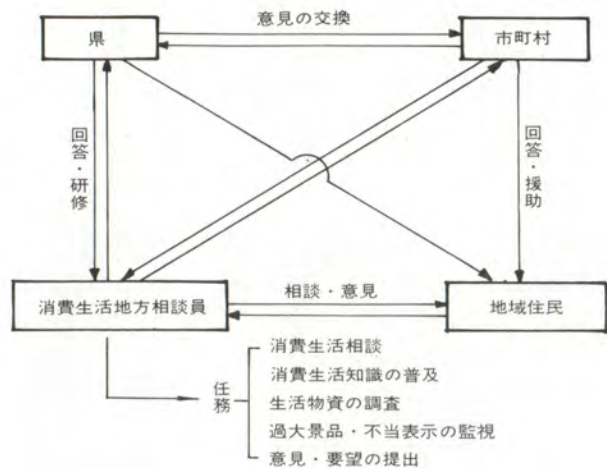
商品を買らんかなのため「カラーテレビ購入の方をハワイへ招待」とか、「市価一、〇〇〇円の品を期間中五〇〇円」との広告は、しばしば目にします。しかし、実際はどこでも五〇〇円程度で売られていることが多いもので



昭和49年度富山県消費生活地方相談員名簿

№	氏名	住所	TEL	№	氏名	住所	TEL
1	赤祖父 寿美子	富、千石町5丁目3-28	22-1673	53	芦崎 管子	黒、三日市3139	52-0740
2	飯田 すみ子	寺町1区378	41-8940	54	佐賀 翠子	天神新160	41-2248
3	坂井 輝子	布市1898	29-1624	55	細野 洋実	荻生8125	52-6328
4	有沢 利子	水橋立山町	78-0911	56	飯田 和子	砺、中野4264	2-0649
5	平沢 道子	田刈屋219-6	32-0624	57	大沢 すみ	中央町8-32	2-2849
6	永井 寿美子	大泉本町28-10	23-4341	58	島 寿々子	権正寺303	7-0161
7	吉崎 経子	石坂2091-12	32-6703	59	根尾 朋子	表町3-37	2-2120
8	二木 美波子	大町1区北部69-4	24-8864	60	岡田 静子	小、中央町2-7	67-2932
9	辻沢 愛子	水橋町394	78-1814	61	島谷 作正	西福町6番13号	67-1554
10	石田 きくえ	四方西岩瀬171	35-0149	62	清水 俊子	岩武879の1	61-2502
11	馬場 清美	草島538	35-0753	63	村本 千代子	上、大沢野町八木山384	7-1436
12	伊東 由紀子	曙町18-1	32-0102	64	鈴木 海紀子	大沢野町下大久保1042(高林方)	7-1238
13	新田 美奈子	長江1-4	24-5797	66	山本 より	大山町上滝485	83-1305
14	島田 きみ子	磯辺町1丁目11-18	21-4549	66	土井 勤子	中、舟橋村竹内	4-1997
15	安川 美保子	清水町9丁目8-4	21-5419	67	宝島 ミチエ	上市町北島16	2-2668
16	山口 民子	牧田337	29-1559	68	三守 みどり	三日市50	2-0300
17	田添 和子	綾田24	41-5239	69	村田 トシ子	立山町前沢2995-2	3-1811
18	鈴木 ますみ	倉敷町1	37-9423	70	竹田 キイ	立山町野口2358	3-0878
19	中井 順子	呉羽東町7288-1	36-6785	71	中 敏子	下、宇奈月町359-4	2-1841
20	坂下 絢子	下新町2-7	31-4088	72	四十物 敦子	入善町入善5188	72-0824
21	牧 芳枝	高、定塚町4-14	22-8624	73	山本 ひさ	古畑24	78-8796
22	村山 延江	京町10-18	22-1862	74	沢田 昭子	朝日町沼保613	2-1055
23	田中 勢津子	和田上町55	22-5347	75	清水 とも子	1192	2-0441
24	藤巻 祥子	川原町7-27	23-0965	76	長瀬 一郎	婦、八尾町上新町2768	54-3780
25	鷺塚 歌子	清水町1丁目10-25	23-0103	77	柳 シン	婦中町袋428の5	6-3436
26	嶋田 幸子	内免2-2-34	23-2120	78	吉野 緑	持田178	6-3315
27	米田 栄子	姫野49-10	2-6087	79	田中 しつ	山田村中村201	47
28	岩瀬 真知子	泉町5-39	22-6807	80	森井 美雪	細入村楡原1385	129
29	畑田 ムツ子	戸出町3丁目15-10	63-1536	81	藤岡 静子	射、小杉町黒河3714	6-0056
30	関原 幸子	白金町12-10	23-6990	82	津田 清枝	三ヶ常盤町	5-0182
31	島 クニ子	滝194	36-0464	83	倉橋 民子	戸破かじや橋	5-1279
32	遠藤 道子	城東2丁目3-4	21-2683	84	烏帽子 田真理	大門町土合826	52-1220
33	釣田 すみ子	吉久2-5-23	4-2853	85	広瀬 治子	下村加茂3201	2621
34	布川 昌子	伏木古府2-5-22	44-3075	86	亀田 香	大島町小林	52-1498
35	小野 登美子	清水2丁目2-20	23-2747	87	松原 サダ子	小林521	52-1007
36	二口 梅子	新、本町2丁目5-17	2-4097	88	金田 幸子	東、城端町623	2-0127
37	石川 はりを	本江102	6-5347	89	岡部 雅子	140	2-0281
38	中曾 文	中央町24-3	2-3842	90	池田 とみ	平村大島636	57
39	加藤 かほる	片口560-3	6-7397	91	鉢鎌 初恵	上平村東赤尾252	55
40	岩田 和子	魚、新金屋1丁目4-26	22-2200	92	谷戸 しげ子	利賀村阿別当159	59
41	松野 千代子	高島1553の10	24-0828	93	杉森 君代	庄川町三谷2525	2-2777
42	宮崎 ふみ枝	新金屋1丁目10-1	22-2864	94	奥田 恭子	井波町井波2941	2-0216
43	三由 玲子	新金屋1丁目12-24	22-3959	95	中尾 君子	本町4丁目115の2	2-0553
44	柳原 ヨシ子	新金屋1丁目11-3	24-0175	96	井頭 寿子	井口村井口552	22
45	仲谷 兼子	氷、森寺65	72-4206	97	得永 貞子	福野町広安2688	2688
46	小境 節	比美町18-12	72-4777	98	林 節子	福野町二日町440	-
47	松岡 昌子	幸町13-4	72-0155	99	小西 正子	東、福野町1617	2635
48	扇谷 洋子	宇波	78-1010	100	菊田 康子	西、福光町観音町7404	2-3086
49	南儀 伊都子	窪296-5	72-6943	101	新谷 玲子	福光町5066	2-4201
50	高橋 玲子	滑、上小泉608番地	75-0478	102	西村 和子	福光町荒木1533	2-0288
51	福田 道子	田中町571	75-1136	103	北 ゆき	福岡町三日市546	2387
52	松井 伸子	領家438	75-2266	104	横山 と	福岡町土屋396	8466

消費生活の向上のために



一堂に会した消費生活地方相談員

みなさんの相談員として  
私たちの仲間一〇四人は次の方がた  
です。みなさんの消費生活の助言者と  
して相談をしたり、意見・要望を申し  
のべて下さることをお待ちしています。

す。この様な商法は、法律では消費者  
をいつわる悪徳商法として、また、商  
店間の公正な競争が確保されないとの  
理由で禁止されています。相談員は、  
このような行為がなされていないかと  
うかも監視することになります。

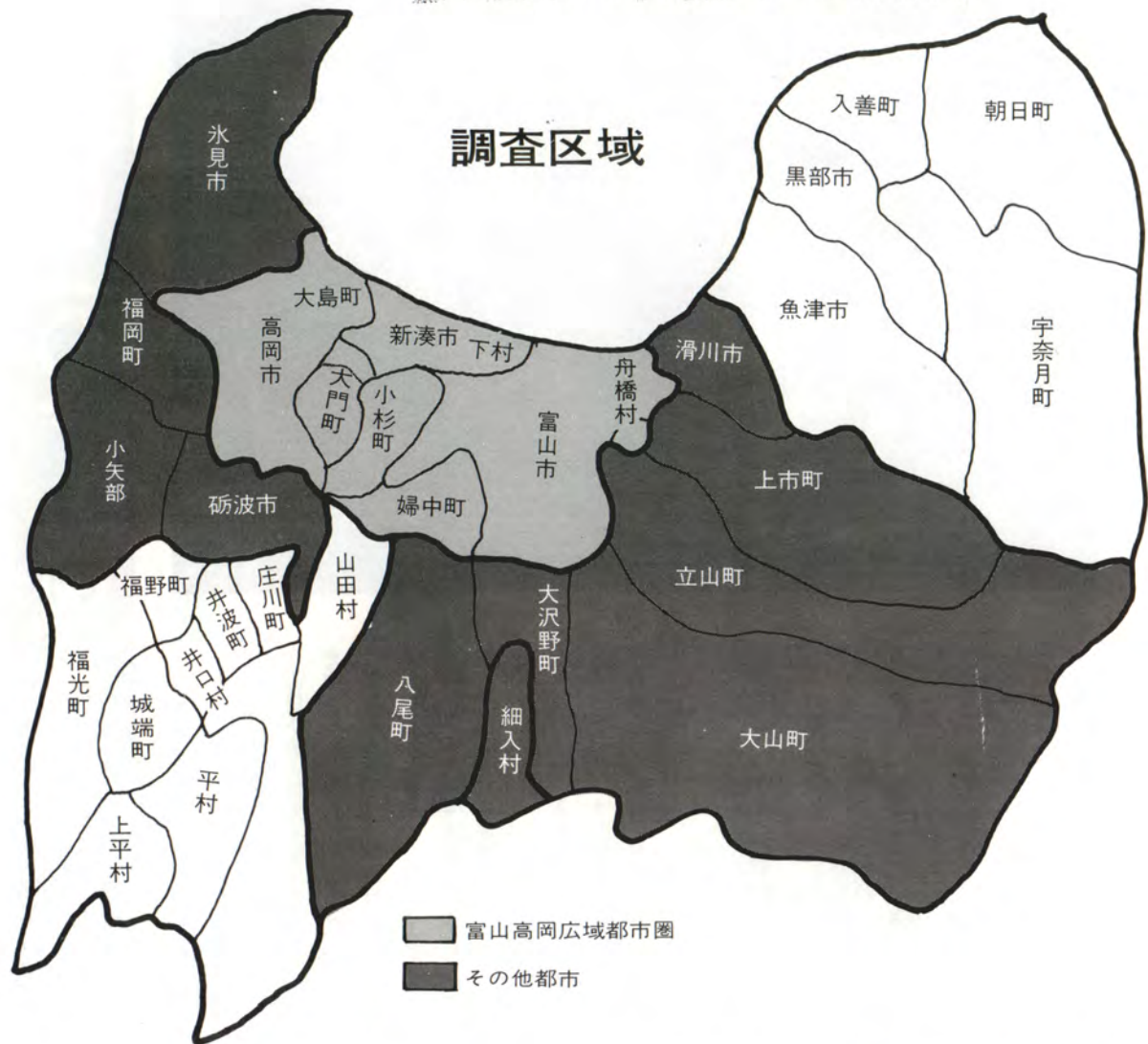
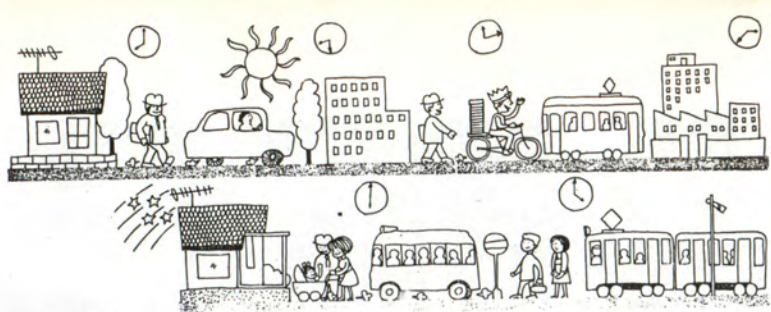
(五) 意見・要望の提出  
相談員は、地域住民の消費生活上の  
問題を集約し、これを県・市町村へ提  
案するといった住民と県・市町村との  
パイプ役です。すでに、生活安定への  
建設的な提案を多くいただいています。  
消費者の方々もどしどし私たち相談員

へ意見・要望をお寄せ下さい。  
**消費生活改善をみんなの力で**  
以上のように相談員は、各地域の消  
費生活向上のためみなさんのアドバイ  
ザーとして活躍するわけです。地域ぐ  
るみの消費生活改善は、一人相談員だ  
けの力では十分ではありません。みなさ  
ん一人一人の後押しがあつて、それは  
可能となります。相談員が買い急ぎの  
弊害を普及したとしても、消費者が買  
い急ぎに走るなら、その商品の需給バ  
ランスは崩れ、あとには、高価格が待

っているということは、あのトイレッ  
ト・ペーパー騒動が物語っています。  
県民ひとりひとりが消費生活について  
の知識を身につけ、冷静な行動をとる  
ことが大切なのです。  
消費は美徳」という時代は過ぎま  
した。これからは、「節約こそ美徳」と  
価値感の転換を図って行かねばなりま  
せん。資源の限界という大きな問題に  
対し、私たちは、いろいろと工夫をし  
なければなりません。私たち相談員は、  
これらの問題に良きアドバイザーにな  
らなければなりません。

相談員の家にはステッカーが  
研修会が終わり、この任務、本当に  
私できるかしらんと思ったのですが、  
日がたつにつれて、だんだんとファ  
イトが湧いてきました。私たち相談員の  
家には、玄関に左図のようなステッカー  
が張ってあります。現に私の家へたく  
さんの人たちが訪ねてこられます。ど  
うぞ気軽に来て下さい。





# パーソン・トリップ調査

(人) (活動)

ことしの十月から十一月月上旬にかけて、富山高岡広域都市圏とその周辺都市において、建設省、富山県、各市町村が協力して「パーソン・トリップ」(人の動き)調査を行います。

## ●調査の目的

私たちの生活にとって欠くことのできない鉄道や道路など各種の交通施設の整備について、総合的な計画をつくるための極めて重要な資料となるものです。

今後、この調査結果と土地利用、社会的・経済的条件など各種の要素を組み合わせ、朝夕の通勤、通学ラッシュや、道路交通の渋滞の解消、あるいは、新しい鉄道や道路の整備といった日常生活に密着した、安全で快適な交通計画をたてることにより、住みよい富山県を築き上げようとするものです。

## ●調査の方法

調査区域(富山市、高岡市、新湊市、氷見市、砺波市、滑川市、小矢部市、婦中町、小杉町、大門町、大島町、上市町、立山町、大山町、大沢野町、八尾町、福岡町、下村、舟橋村)に住ん

でいる全世帯、約二万四、〇〇〇世帯のうちから、無作為に約一万七、〇〇〇世帯を選び、そのご家庭の五才以上の家族の方々全員に調査票の記入をお願いいたします。

## ●調査の内容

調査対象に選ばれた家庭の指定された平日の一日について、家族の方の外出場所、利用された交通機関の種類や利用回数など、交通計画をたてるために必要な事項を記入していただくものです。

専門の調査員が調査の一日か二日前に、調査票をもって各ご家庭を訪問し、記入方法などを説明し、後日再び回収するという方法で行います。また、調査対象に選ばれたご家庭には、あらかじめハガキで調査の協力依頼と、訪問する日をご連絡いたしますので、よろしくお願いたします。

なお、この調査についての、ご意見、ご要望など疑問な点がございましたら左記にご連絡下さい。

富山県庁土木部都市計画課

TEL 31-4111 内線519



# あなたは二〇才——国民年金加入の義務



二十歳になると、その日から一人前の大人として多くの権利が与えられるとともに義務が課せられます。国民年金に加入することもその一つです。

国民年金制度は、国が行う年金制度の一つで、年をとったり、ケガをしたり、一家の働き手を失った場合などに、本人やその家族を保障しようとする制度です。

このため、加入者全員が前もって保険料を積みため、さらに国も保険料の半額を負担して給付の財源としています。

## 国民皆年金時代です

わが国には、国民年金と七つの被用者年金の公約年金制度があり、国民は必ず次のどれかの年金制度に加入することになっています。

- ① 国民年金
- ② 厚生年金保険
- ③ 船員保険
- ④ 国家公務員共済組合

⑤ 地方公務員等共済組合

⑥ 私立学校教職員共済組合

⑦ 公共企業体職員等共済組合

⑧ 農林漁業団体職員共済組合

この八つの制度の内被用者年金制度（国民年金以外の制度）の加入者や、その制度から年金を受けている人、受けることのできる人、これらの人の配偶者、昼間部の大学生を除いた、二十歳から五十九歳までの人は、必ず国民年金に加入（強制加入）しなければなりません。

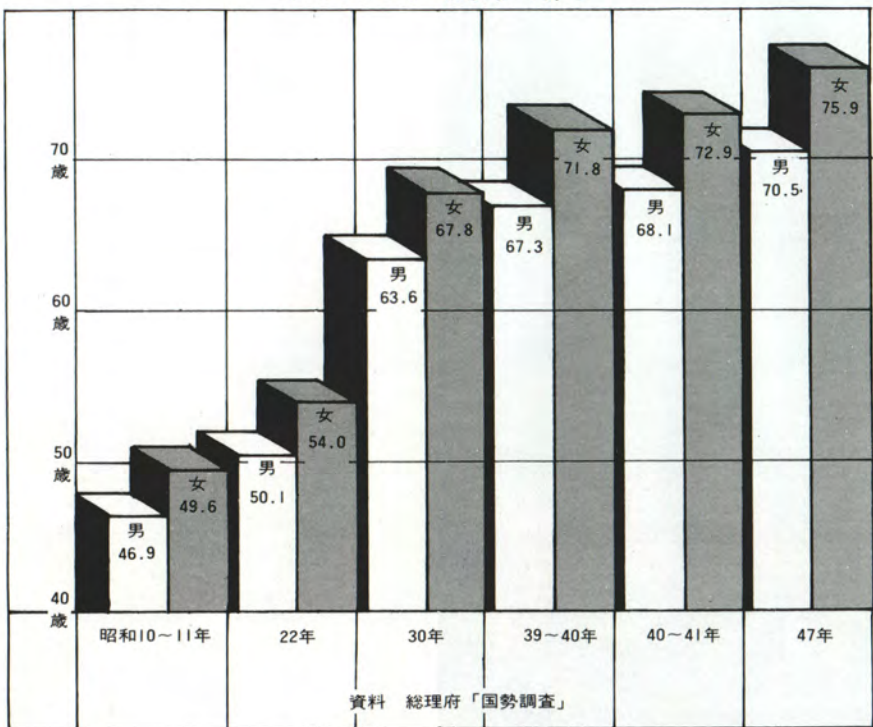
しかし被用者年金制度の加入者の中で、その配偶者や昼間部の大学生などは、希望して国民年金に加入（任意加入）することができます。

## 日本人の寿命は

ぐんぐんのびています

このように二十歳になると国民年金に当然加入しなければならぬ人と任意に加入できる人がでてきますが、青年にとつて、年金とは遠い将来のことだということからか、関心が非常に薄いのが現実です。

日本人の平均寿命の伸び

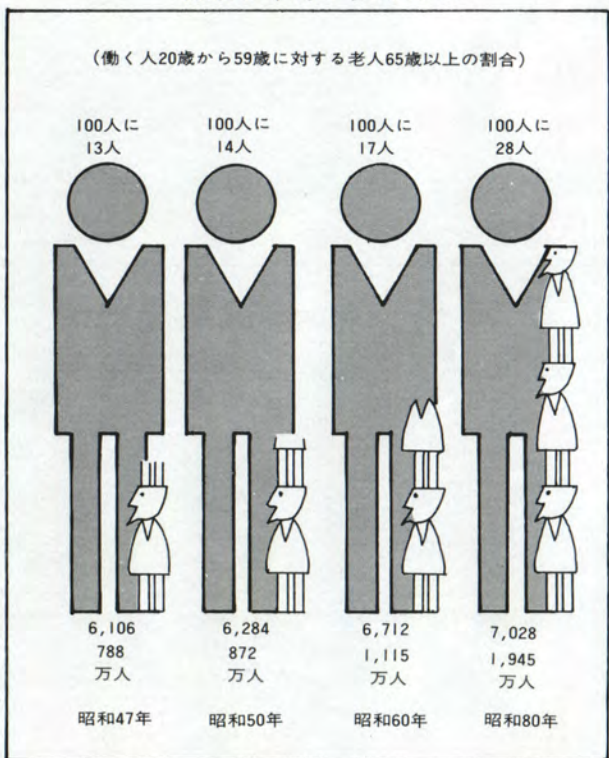


しかし、日本人の寿命は、男七〇・五歳、女七五・九歳と非常にのびております。また、六五歳以上のお年寄を二十歳から六四歳までの働き手で養うと断定した場合、現在お年寄一人を九人で養

なっていることになり、四十年後の昭和九十年には、六五歳以上のお年寄一人を二人で養うという時代になるでしょう。老後の設計は青年時代からはじめなければなりません。

## 将来お年寄が多くなる

(働く人20歳から59歳に対する老人65歳以上の割合)



## 年金のある人生を

老後は近く、厳しく、他人事ではありません。また、最近のあわただしい世の中では、いつどんな事故に会うかもしれません。事故が起きてからでは間にあいません。

国民年金加入者には老令年金の他、次のような年金が支給され、生活の保障をしてくれます。

- 母子年金 夫が亡くなって残された母子世帯に……
- 準母子年金 一家の大黒柱に死なれ

た祖母・孫・姉妹に……

遺児年金 両親を亡くして残された子供に……

障害年金 病気やケガで働けなくなつたときに……

寡婦年金 夫に先立たれた未亡人に……

老齢年金 老後の豊かな暮らしのさ

さに……

死亡一時金 本人がなくなったとき、

国民年金に加入して、安定した生活

ができるよう、今から準備いたしまし

よう。



# ふるさと

—空から拝見

## 八尾町

飛越国境の主峰白木・金剛などの山なみが南北に走り、溪間を縫って数条の河川がかけ下る。その起伏と清流が八尾で落ち合い富山平野に没する。

山の尾にしがみついた町並みは、往古、水禍と戦った祖先の労苦をしのばせる。

八尾は古くから飛越交易の要衝であったが寛永十三年市場町として町建てが許され、以来聞名寺の門前町として栄えた。特に、蚕種生糸、和紙の集散で知られ、かつては富山藩の御納戸とまで称された。

自然と人情の美は「民謡おわら」をはぐくみ、ゆたかな町人文化は「曳山」を創案して今に伝えている。







# 納税証明書の保存

自動車をお持ちの方が、その自動車の継続検査、通常、「車検」と呼ばれている検査を受ける場合には、自動車の滞納が無いことを証明する書面（納税証明書）を、車体検査証とともに提出することを道路運送車両法で、義務づけられています。

ところで、自動車の継続検査のための納税証明書は、下の図のとおり納税通知書に組み込まれており、納税と同時に

に納税者の方に交付しています。納税証明書の部分を切り取って車体検査証と一緒に保管し、自動車販売店や整備工場に継続検査手続を依頼する時、それをお渡しになれば、手続きが簡単に済みます。

なお、まだ自動車税を納めていない方は、県税の収納を取扱う金融機関または、県税事務所窓口で納めてください。

自動車税 昭和49年度		納税通知書・納付書兼領収証書	
930		トヤマ シンソウガワ 1-7	
トヤマ イチロウ		殿	
区	登録番号	車台	車種
1	富 55カ 3853	085	1
税額	21,000	納期限	昭和49年 5月 31日
延滞金		納付場所	富山県指定金融機関北陸銀行 又は富山県取納代理金融機関
計	21,000		富山県税事務所長
登録番号	有効期限	地方税法第145条及び137条の規定により左記のとおり賦課したから納めて下さい。	
富 55カ 3853	昭和 50年 5月 30日	昭和49年 5月 13日	
上記登録番号の自動車税は滞納がないことを証明します。県税収納機関の領収印のないもの又は有効期限が「***」となっているものは無効です。 富山県税事務所長			

# 9、10、11月の3カ月間の国民の生活状況

全国消費実態調査は、総理府統計局が昭和三十四年にはじめて実施し、以来五年ごとに行われ今回は第四回目になります。

この調査は、九・十・十一月の三カ月間にわたり、全国から約五万世帯を選び、各々の世帯に調査用の家計簿を配り（写真）毎日の収入と支出の内容を記入してもらう方法によって、家計の実態を調査し、国民の生活状況がどのようにになっているかを明らかにします。

調査の結果は、国の経済・福祉政策をより効果的に行う基礎資料として使われます。

なお、富山県では九市（全市）と五町（上市・立山・八尾・小杉・福光町）が調査市町となり五八八世帯が調査対象の世帯となります。

1 国民生活の実態を明らかに  
わたくしたちの消費生活は、収入の大きさ家族の構成や職業・住宅の事情などによりかなり異なります。この調査ではそれらの詳しい結果を求め、家



計の実態をいろいろな観点から明らかにします。

## 2 三カ月間にわたって調査

調査は昭和四十九年九・十・十一月の三カ月間にわたって実施され、県知

事によって選任された、四十九人の調査員が調査世帯を訪問して、家計簿の記入依頼や記入の指導にあたります。

## 3 家計簿の記帳が調査の中心

〈家計簿〉……この調査の中心となるもので毎月の収入・支出を一項目ずつ世帯が記入します。

〈世帯票〉……世帯の人の氏名・年齢・職業・住宅事情などを中心に、調査員が世帯の人に聞いて記入します。

〈貯蓄・借入金・年間収入調査票〉……貯金や負債の現在高と過去一年間の収入の額を調査します。

〈主要耐久消費財等調査票〉……家財の所有状況及び取得時期を調査します。

## 4 プライバシーは守られる

世帯ごとの調査の内容については、統計法によって秘密の保護がきびしく定められています。したがって調査票に書かれた事柄は、統計を作る目的以外に使われることは絶対にありません。ぜひ調査に御協力いただきますよう、お願いします。



# あなたも該当しませんか 軍人恩給の請求

旧軍人、軍属の恩給制度は、次のとおりになっています。恩給の受給資格者で未だ受けていない人、または恩給に関する問題でいろいろの相談を受けたい方は、市町村役場軍人恩給担当課または、富山県社会福祉課恩給係へ申し出て下さい。

## 一 軍人恩給の種類と該当者

種類	該当者	内容
普通恩給	下士官以下 在職年12年以上の者 准士官以上 在職年13年以上の者 軍 属 在職年17年以上の者	年金
普通扶助料	普通恩給受給者または、受給資格のあった者が死亡したとき、その遺族	年金
一時恩給	引き続き実在職年3年以上～7年未満、その間下士官として在職年（加算年を含む）が6ヶ月以上の者	一時金
一時扶助料	受給資格のあった者が、受給しないで死亡したとき、その遺族	一時金
増加恩給	戦傷病により重度の障害になった者（特別項症～第7項症）	年金
傷病年金	戦傷病により増加恩給が支給されない程度の障害のある者（第1款症～第4款症）	年金
公務扶助料	戦死、戦病死した者の遺族	年金
その他	特別扶助料（年金）、特別傷病恩給（年金）、傷病賜金（一時金）	

「注」 「在職年」とは、実際に勤務した年数に加算年数を加えた年数。なお教員警察官、文官としての勤務期間があれば、その期間を含める。

「加算年」とは、戦地勤務、抑留期間などにつけられる在職年の割増し年数。

「遺 族」とは、妻、子、父母、祖父母で死亡当時生計を共にしていた者。

## 県教育文化会館 落成記念

# 県民劇場

昭和四十七年十月に誕生して以来、総合的な文化団体としてさまざまな活動を展開している県芸術文化協会。そして、今夏七月十日に竣工し、はなばなしくこけら落しをすませた文化の殿堂、県教育文化会館。

「芸文協」に加盟する意欲的な人たちが、県教育委員会と共催して、その活動の場にふさわしい施設の誕生を記念し、新装の同会館ホールを会場に画期的な催しを行なうことになりました。名づけて「県民劇場」——九月と十月の毎週木曜日に開催されますが、おおよそのスケジュールは次の通りです。

この催しが「画期的」といわれるのは、出しものがそれぞれ幾つかの文化団体の協力により、まったく新しい視点に立って構成されるということ。そして各回独自の催しが全体として統一された形式で運営されることもまた、全国的に例を見ない企画といわれる所以（ユエン）です。

たとえば「交響楽とバレエの夕べ」においては、第一部弦楽合奏・第二部バレエ・第三部交響楽・第四部交響楽とバレエの共演の四部を披露しますが、これには青少年オーケストラと洋舞協会のスタッフが全力をあわせませす。また演劇「ボセイドン仮面祭」では、制作スタッフならびに出演メンバーを各

## 二 旧軍人、軍属の加算年の金額計算への算入

次の人の恩給受給者には、昭和四十八年十月一日より、恩給年額に加算年が算入、増額支給されています。下記の該当者は改定請求をして下さい。

(一)満七〇才以上の者の普通恩給および父母の受けている扶助料  
(二)妻、子の受けている扶助料  
(三)傷病恩給が併給されている普通恩給

## 三 軍人恩給法改正の概要 次の表は昭和四十五年以降法律改正された主なものです

法律および公布年月日	施行年月日	改正要点	時効年月日
法律第99号 45. 5. 26	45. 10. 1	●南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島、南鳥島および千島列島での抑留者に抑留加算の算入（1ヵ月につき1ヵ月） （従来は昭和20年9月2日以降引き続き上記以外の海外にあった者について、帰国の日までの期間、加算が認められていた。） ●海外で戦犯者として拘禁された期間に加算の算入（1ヵ月につき1ヵ月）	52. 9. 30
法律第81号 46. 5. 29	46. 10. 1	●内国戦務加算の算入（1ヵ月につき1.5ヵ月以内） （主として内地、台湾、朝鮮、樺太、関東州などで戦務に従事した期間に対する加算（但し、所属部隊、期間に制限がある。）） ●職務加算の算入（1ヵ月につき2ヵ月以内） （航空勤務、潜水艦勤務、戦車勤務または不健康業務に従事した場合に対する加算（但し他の加算との重複は認めない。）） ●下士官以上の者に一時恩給の支給（内容前記） ●外国政府職員等の抑留期間の通算 ●戦犯拘禁期間の全期間の通算	53. 9. 30
法律第60号 48. 7. 2	48. 10. 1	●軍人等の加算年の金額計算への算入（内容前記） ●一般文官の戦務加算年を軍人恩給在職年に算入	55. 9. 30
法律第93号 49. 6. 25	49. 9. 1	●下士官以上の者の一時恩給支給条件の緩和 （下士官としての在職年（加算を含む）「1年以上」を「6ヵ月以上」に改正） ●外国政府職員等の在職期間の通算条件の緩和 （従来は「外国政府職員等になるため軍人を退職した」または「昭和20年8月8日まで在職」していたことが通算条件となっていたが自己の意志により退職した場合以外は全期間通算する。）	56. 8. 30

「注」 外国政府……旧満州国、旧蒙古連合自治政府に勤務した者。  
「外国政府職員等」とは 外国特殊法人……旧満州鉄道、旧華北交通、旧満州電信電話株式会社などに勤務した者。  
外国特殊機関……旧満州帝国協和会、旧満州拓植公社などに勤務した者。

回	催しの名称	開催日時	出演団体
1	交響楽とバレエの夕べ	9月12日(木)午後6時	県青少年オーケストラ協会 県青年舞協
2	日本の調べと踊り	9月19日(木)午後6時	県邦楽協議会 県日本舞踊協会
3	吹奏楽と民謡の夕べ	9月26日(木)午後6時	県学校吹奏楽連盟 県民謡舞連
4	祝典喜劇「ボセイドン仮面祭」 (辻 邦生作)	10月10日(木)午後2時 午後6時	県演劇団体連絡協議会
5	洋楽をたのしむ夕べ	10月17日(木)午後6時	県音楽協会
6	創作歌劇「手古奈」とコーラス・コンサート	10月24日(木)午後6時	県歌劇合唱連盟 県上演委員会

劇団から選抜し、現時点における県演劇界のベストメンバーによる公演をおめにかけます。

邦楽と日本舞踊、吹奏楽と民謡、洋楽をたのしむ夕べを加えて六回、それぞれの上演委員会では、県民の皆さんの期待にこたえるべく、プランを練り準備に万全を期しております。

九月・十月、「木曜日の夕べは県民劇場へ」——お問い合わせは、富山県芸術文化協会事務局（富山市舟橋北町七）一県教育文化会館内電話四一八六（三五）までお願いします。



# 果物消費のうつりかわり

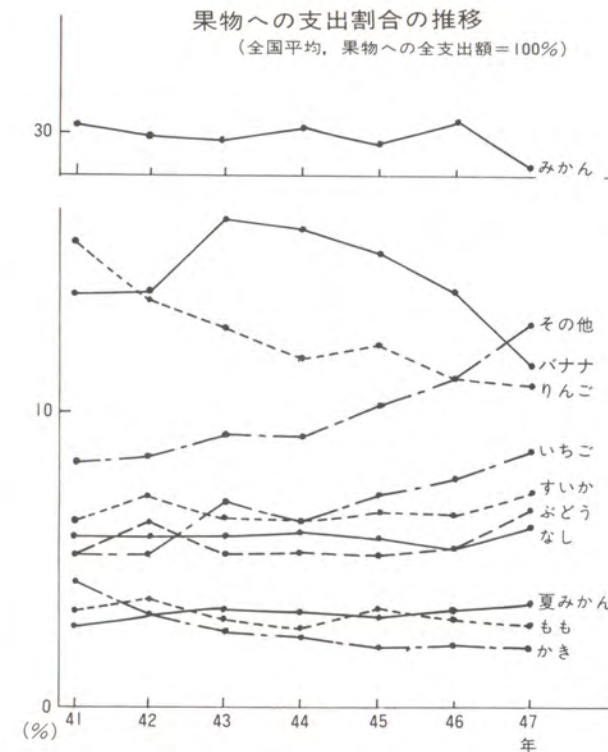
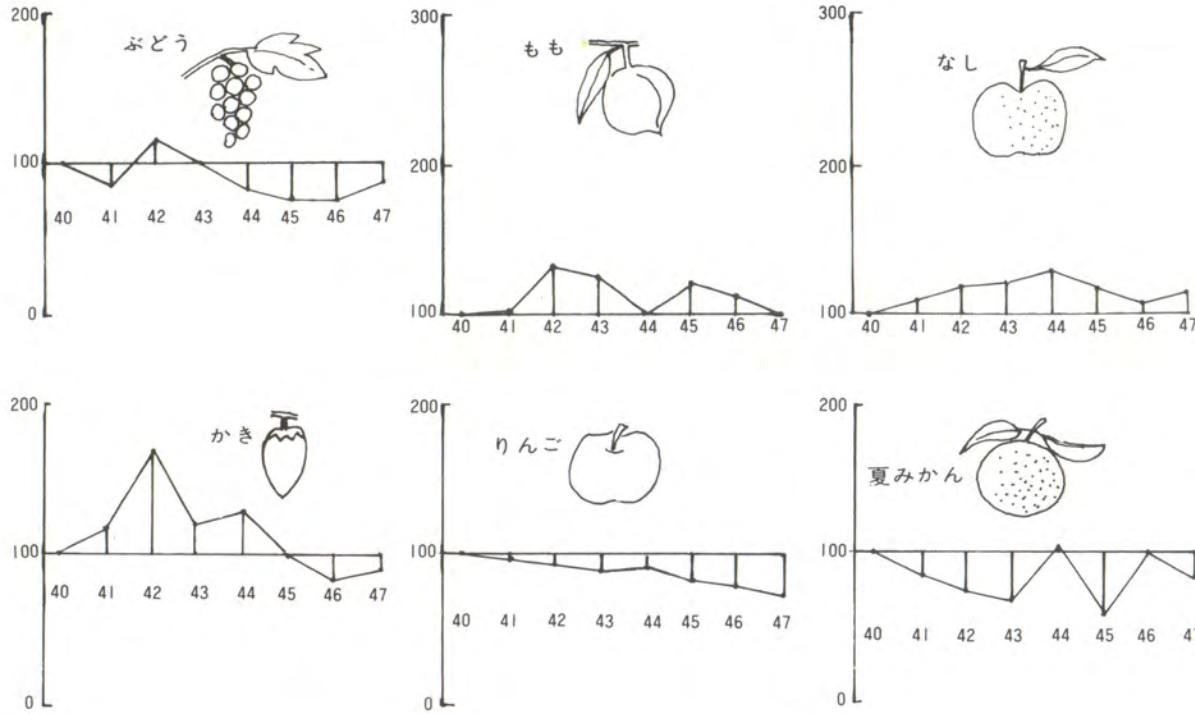
果物の豊富な季節になりましたが、みなさんもこの秋の味覚を楽しんでおられることでしょう。そこで今回は、果物消費の昭和四十年からの変化をみてみました。

生活実感ではバナナが安くなったと、きて大いに食べるようになったと思われれます。また、いちごもどんどん増えてきたと感じます。一方、柿やりんごは昔ほど食べなくなったような気がします。

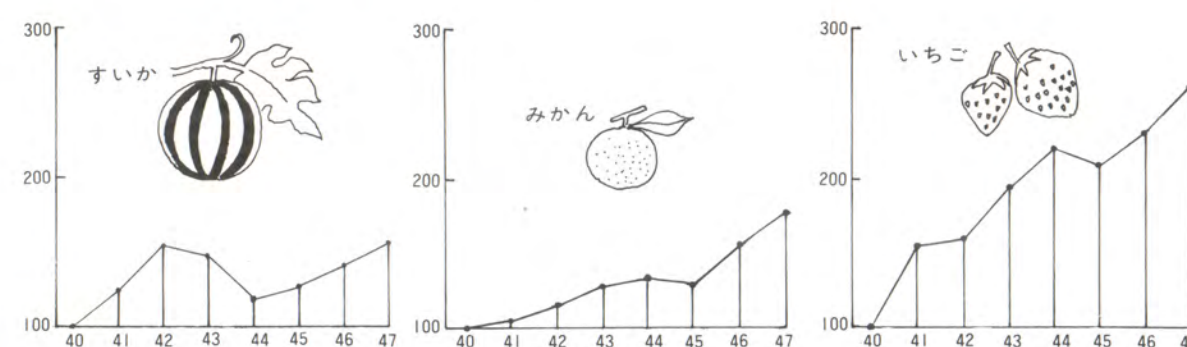
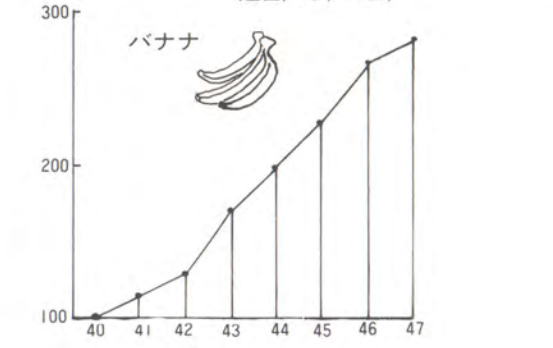
これを実際に、みなさんに書いていただいた家計簿をとりまとめた結果（家計調査）でみてみましょう。

まず、果物購入数量の推移のグラフは昭和四十年の数量を100%として各年の割合を表しています。これは、全国の世帯の平均ですが、前に述べた実感とよくあっています。みなさんの家庭の果物の購入数量の変化もこれと同じだったでしょうか。

もう一つのグラフは、年間の果物全部への支出金額を100%として、いろいろな果物の支出割合を年ごとに示しています。数量のグラフとはほぼ同じ形ですが、よくみると値動きも読みとれます。例えばみかんとバナナの支出割合は下がり、みかんとバナナは、増えています。これは、みかんとバナナが他の果物に比べて割安になったということを示しています。



果物の購入数量の推移 (全国、40年=100)



富山市の品目別価格 (7月)

品目	銘柄	単位	価格	6月からみた上昇率 (%)	品目	銘柄	単位	価格	6月からみた上昇率 (%)
食パン	普通品	1 kg	258	0	みそ	並、袋入 (1 kg 入)	1 袋	241	13
即席ラーメン	即席中華めん袋入り	100 g	49	0	砂糖	上白	1 kg	210	0
あじ	まあじ丸 (長さ約15cm以上)	100 g	104	28.4	レモン	1個約110g, 「サンキスト」	1 kg	323	△13.4
さば	丸 (長さ約25cm~35cm)	100 g	29	26.1	バナナ		1 kg	165	△6.2
いか	するめいか	100 g	73	23.7	ちり紙	白ちり3号, クレープ付	800枚	222	0
牛肉	中	100 g	238	△0.8	せんたく用剤	合成洗剤, 粒状箱入 (2.65kg 入)	1 箱	588	0
豚肉	中	100 g	133	2.3	ベニヤ板	ラワン材, 普通合板, JAS 2 類1等 (182cm×91cm×2.7%)	1 枚	395	1.3
ハム	プレスハム, 上	100 g	160	0	ワイシャツ (混紡)	カッター, ポリエステル混紡ブロード80番手, 白, 普通品	1 枚	2,100	0
牛乳	加工乳 (200cc 入) 月極め	1 本	45	15.4	せんたく代	綿, ワイシャツ (カッター) 配達, 料金後払い	1 枚	95	0
鶏卵	1個約60g	1 kg	297	9.2	灯油	白灯油, 詰替売り, 配達	18 l	650	0
キャベツ		1 kg	84	35.5	プロパンガス	家庭用, 10kg, 容器代除く	1 本	1,300	0
ほうれん草		1 kg	-	-	自動車ガソリン	レギュラーガソリン 現金売り	1 l	100	0
大根		1 kg	105	28.0	理髪料	大人調髪 (洗髪を含む)	1 回	1,150	0
大豆	黄白豆	100 g	31	29.2	パーマネント代	コールド (セットを含む)	1 回	2,575	0
しょう油	濃口, 上びん詰 (2 l 入) 「キッコマン印」	1 本	435	0	バンティース トッキング	ナイロン100%, プレーン, サイズM, 15~20デニール	1 足	200	0

注・生鮮食料品は上・中・下旬の平均価格, その他の品目は中旬の価格です。△印は、マイナスを示しています。



このページはみなさんのページです。ご意見ご要望をお寄せください。あて先は、富山市新総曲輪1-7富山県民課広報係です。

# みんなの 広場



## 「おにいちゃん赤トンボ」と妹が

福岡町福岡小学校五年

森田 宏和

無ちやなドライバーも確かにいるようですが、ドライバー以上に、ぼくたち歩行者は気をつけるべきだと、僕は思っています。  
「あつ、おにいちゃん、赤とんぼ。」  
一ぴきの赤とんぼを見のがすまいと、妹は空の一点を追って道路へ走った。

道路というのは、ぼくの家の前を一直線に通っている国道八号線です。うなりをたてて、大小の自動車がかく進んでいます。いつもはいいつけをよく守っている妹も、めずらしい赤とんぼを見つけて何もかも忘れて走ったのでしよう。

ぼくは、これは大変なことになると思いました。

「あ、あぶない。」  
と、後を走りました。妹のそでをつかんで、ひきよせたく前を、大きなダンブが、気味悪い風を残して走り去りました。

「ばかやろう。」  
運転手の声が、ぼくの頭を、がーんとなぐった感じがしました。

妹の事故は運転手の事故です。死んだものより殺した者の方が苦しいかもしれない。どんなに前方を確認して走っていても、急に飛び出して行ったらどうにもならないことは、よくわかる。

「ばかやろう。」  
ぼくはその声为本当に運転手の心であると感じて、妹

の飛び出しがどんなに悪いことかしみじみと思いました。妹の肩を抱いて、遠くへ行くダンブの後ろをじっと見ていました。

よくわかっていて思っても、型のように確認していても、それは赤とんぼ一ぴきでゼロになってしまつていました。  
ちょっとうれしいことがあると、それはきっぱり忘れられてしまつてです。ぼくたちの用心とは、こんなうすつべらいものようです。おばあちゃんが仏様にお参りにゆくの自動車は何十台続こうとも、とぎれができるまで、じっと待つて横断しているように、ぼくも、もつともつとしんげんに交通安全を考えたいと思います。

実はぼくにも、とび出しのいがい経験があるので。一年生のころでした。小失部市の祖父の家へ遊びに行つたときのこと、左右を確かめたはずだったのに、急ブレーキをかけた乗用車が、ぼくのすぐ前で止まったのです。

一瞬間、ぼくの歩き方が速かったら、急停車した乗用車の下に、血を流したぼくの死体があったことになるのです。

ぼくの父は、夜は、雨がふらなくても黄色のヤツケを着て外に出ます。母は外へ出かける家族の者には、いつもにこにこ顔で「気をつけなさい。」といつてくれます。

「おとつさんは信号機」から



修理さえすればまだ十分使える電気製品を「部品がありません」の一言で買い換えなければならないことになつたという経験をお持ちの方も多いでしょう。

通商産業省ではこのようなムダをすこしでもなくすために、補修用性能部品の最低保有期間等を改定しましたのでその内容をお知らせします。

### 〈保有期間の延長〉

これまでは昭和四十年十二月に出された産業構造審議会の答申に基づいて、部品の最低保有期間をもつて、業界に遵守するよう要請していました。今回その補修用性能部品の最低保有期間をさらに一〜二年延長するとともに、対象品目も今までの二四品目から三二品目に拡大して、業界に要請しました。(表参照)

### 〈製品の製造を 打ち切った時から〉

部品の最低保有期間は、製品の製造を打ち切った時から計算して〇〇年、換言すればそれ以上の期間、部品を保有しなければならぬという意味です。したがって最低保有期間をすぎた場合でも、メーカーの判断においてできるだけ補修部品を保有するほか、設計図はさらに長期間保存することになっています。

### 〈消費者の要望に 答えるために〉

メーカーがいくら部品を持っていても、直接消費者と接する販売業者が部品の取り寄せをめんどうがったり、修理技術者不在だったりして、買い換えをすすめることがないようにするため、販売業者に對して最低保有期間中に消費者から修理依頼を受けた場合は、必ずこれに應ずること。販売店が修理能力を持たない場合は、適切な修理機関をあっせんすることを要請しています。



## 家電製品の 部品保有期間



また、最低保有期間を過ぎた製品の修理を依頼された場合でも修理に必要な時間や費用について十分説明したうえで、修理の要求に應ずるよう要請しています。

### 〈修理に必要な時間や 費用を明確に〉

消費生活センターに寄せられる苦情の中で、意外に多いのがアフターサービスでの修理費についてです。  
テレビのUHFが映らなくなったので、すぐ近くの修理屋さんにとのんだところ、結果的にはチャンネルが三四にあつていないだけだったのに、八〇〇円請求された。電気せんたく機のネジをしめたただけなのに、五、〇〇〇円請求された。高すぎるのではないかなどといったものです。  
こういった苦情の中には、わずか二〜三〇〇円ぐらいの部品を取り替えるのに二、〇〇〇円も三、〇〇〇円も請求された

とか、どこを調整したのかわからないのに何千円も請求されたという例もありますが、このなかには消費者の認識がうすいための苦情もあります。

修理代の中には単に部品代だけではな

く、人件費や交通費も含まれてきます。とはいへ、消費者にすれば納得のできないお金を払うのはバカバカしいことです。修理代はあらかじめ確認し、修理をたのむかどうか決めましょう。

### 補修用性能部品の 最低保有期間

製品名	期間
電気冷蔵庫	9年
エアコン	8年
白黒テレビ	8年
カラーテレビ	8年
カセットレオ	8年
扇風機	8年
電気井戸ポンプ	8年
冷温水器	8年
冷風扇(水式クーラー)	8年
電子レンジ	8年
電気換気扇	6年
電子ジャッキ	6年
ズボンプレス	6年
電気パナールヒーター	6年
電気バンドファン	6年
電気ウイジン	6年
ラジオコーダー	6年
電気洗濯機	6年
電気掃除機	6年
電気ミキサー	6年
電気蓋ツカ	6年
電気エアタカ	6年
電気毛トリ	6年
電気カポッター	5年
電気スライスター	5年
電気コンローラー	5年
電気カー	5年



# トピックス

## ● 県政のうごき ————— 7月1日～7月31日

### 1日 ● 産米予約数量決る

昭和49年産米の事前売渡し申し込み限度数量は、富山がうるち米238,300トン、もち米14,300トンの計252,600トンと決まった。

### 7日 ● 参院議員に吉田実氏当選

第10回参院 通常選挙富山地方区の投票は81.34パーセントの投票率で、吉田実氏（自民）が当選した。

### 9日 ● 定例県議会開く

定例富山県議会が招集され、会期を17日までの9日間と決めたあと中田知事は提案理由説明と当面の諸問題についての所信を述べた。

### 10日 ● 教育文化会館落成

芸術、文化活動の殿堂として広く県民の利用に供する教育文化会館、教育棟、文化棟が完成した。

### 15日 ● レッカー車で違法車を撤去

県警本部は、都市総合交通規制対策の第一弾として、15日から富山、高岡両市の駐車禁止区域に違法駐車してある車両のうち、悪質な車両をレッカー車で強制撤去した。

### 17日 ● 22議案可決、閉幕

7月定例富山県議会は17日、本会議を開いて中田知事から提案された富山新港工業用地を燐化学に売却する件など22議案と報告25件を原案通り可決閉幕した。

### 18日 ● 夏の高校野球開幕

第56回全国高校野球選手権富山大会は、富山県営球場で大会史上最高の39校が参加し、9日間の熱戦の幕をあけた。この結果高岡商業高校が優賞、甲子園出場が決まった。



レッカー車で強制撤去



軽費老人ホーム九重荘

### 20日 ● 軽費老人ホーム開所

県内初の軽費老人ホーム「九重荘」がオープン。流杉老人ホームのとなり約1億6,000万円をかけた建物で単身者は4.5畳、夫婦は6畳と3畳の2間となっている。

県内在住者で60歳以上が条件となっている。

### 21日 ● 宇奈月町長に野崎氏

宇奈月町長選挙は21日投票が行われ、即日開票の結果、前同町助役、野崎吉郎氏が当選した。

### 23日 ● 11疾患を特定疾患に追加

富山県特定疾患対策協議会は、大腿四頭筋短縮症、添血性貧血、肺腺維症、特発性心筋症、免疫不全症候群、網膜色素変性症、脳背髄血管異常、天疱瘡、メニエール病、慢性卒炎の11疾患を新たに追加した。



熱戦をくりひろげた高校野球

### 26日 ● 富山医科薬科大学に

富山大学評議会で林学長は、同大学の薬学部と和漢薬研究所を分離、国立富山医科薬科大学の構想が提案された。

### 31日 ● リレースタートゾーン

冬季国体距離競技、リレースタートゾーンが大山町本宮に完成、引渡式が行われた。

この地区は立山山ろく観光レジャー地区の山野スポーツランドの中心になり、国体後山野スポーツセンターとして一般に利用をはかる。



リレースタートゾーン整地終る





## 第3日曜は **家庭の日**

黒部市村椿小・五年 村井敏美

●今月のテーマ

〈おとしよりをうやまい、家族の心を結び合おう。〉

### テレビ「みんなの県政」あんない

●北日本放送

毎週日曜日、午前9時から30分間

小学生や同好会のコーラスを紹介しながら  
県の施策をわかりやすく解説します。

一般のコーラスグループのご参加をお待ち  
しています。申込みは県民課へ。

●富山テレビ

毎週月曜日から土曜日までの毎日、午後5  
時45分から5分間

物価情報、お知らせ、県政一口メモ、歳時  
記などの情報番組です。

このほか新聞「みんなの県政」を毎月最終  
土曜日北日本、富山、読売、北陸中日の各新  
聞に載せています。

ご意見ご希望を県民課広報係へどしどしお  
寄せください。

☎ (0764) 31-4111 (内線 369)

県民のみなさんと県政をむすぶために、県民相談室が  
あります。気軽にご利用下さい。

富山県県民課 〒930 富山市新総曲輪1-7 ☎(0764)31-4111

高岡地方県民相談室 〒933 高岡市赤祖父211 ☎(0766)21-9411

魚津地方県民相談室 〒937 魚津市新宿10-7 ☎(0765)24-5311

砺波地方県民相談室 〒939-13 砺波市幸町1-7 ☎(07633)2-5151



県民電話は、みなさんの相談をうけつける電話です。  
24時間働いています。